

大阪代協が勉強会 改正保険業法とプロ代

東京海上日動協賛

大阪代協の教育委員会(橋川則和委員長)は、東京海上日動の協賛を得て、2月9日午後3時から、大阪代協事務局で勉強会を開催した。当日のテーマは『改正保険業法とプロ代店に求められること』で、改正業法施行が3か月後に迫っていることもあり、満席となる会員46名が参加した。



勉強会の模様

勉強会に先立ち、黒石光寿会長が「今年の5月29日(日)より改正保険業法がスタートする。お客様に対する情報提供・意向把握・体制整備義務といった新たなステージが始まる。お客様のためであると同時に、我々代理店を守る体制整備でもある。形だけでなく、実際に実行してこそ改正保険業法の本質に沿ったものになる。今日は実務に近づいたテーマなのでしっかりと学び、小さなことに、大はなりの、それぞれの代理店規模に応じて毅然と取り組んでいただきたい」と挨拶した。

続いて、東京海上日動営業開発部専業グループ課長代理の松藤尚太氏が『体制整備義務(比較説明・推奨販売)』について、パターンごとに想定される実際の募集プロセスを踏まえた対応と題し、大きく①保険業法改正の全体像と②比較説明・推奨販売の態勢整備について講演した。



松藤氏

まず、保険業法改正の全体像については、代理店にとって今回の改正保険業法は「保険募集の基本的ルール」と「保険募集人に対する体制整備義務」の2つの柱と、「意向把握義務」「情報提供義務」「体制整備義務」の3つの義務から成ることを示し、それぞれ体系立てて説明。その中で同氏は「代理店は独自のルールを作り、それが代理店全体で守られ、実行できるものでなければ体制整備義務を果たしているとはいえない」と述べ、さらに、将来生き残る代理店となるためには「不断の努力と創意工夫を行い、PDCAによって体制をアップデートし続けることだ」と強調した。

比較説明・推奨販売の態勢整備では、①自店の方針の決定と社内規則等の規定、②所属募集人への教育・管理・指導と実施状況の適切性、確認・検証、証拠の保存、③所属募集人の実効性の自己チェックと自店における証拠等の確認、適切性の

チェック、④不備が判明した場合の改善策と周知徹底等の4つのSTEPに分け、それぞれのポイントについて具体例を示しながら解説した。